

令和7年第1回菊池広域連合議会臨時会会議録

日 時 令和7年7月17日(木)

午 後 3 時 3 7 分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程(第1号)

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | 選挙第 1 号 | 副議長の選挙について |
| 追加日程第 1 | | 議長の辞職について |
| 追加日程第 2 | 選挙第 2 号 | 議長の選挙について |
| 日程第 3 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 4 | | 会期の決定について |
| 日程第 5 | 選任第 1 号 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 選任第 2 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 承認第 1 号 | 専決処分(令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算
(第5号))の報告及び承認を求めることについて
報告・説明・質疑・討論・承認 |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 号 | 物品購入契約の締結について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 9 | 議案第 1 2 号 | 令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算(第1号)に
ついて
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 10 | 同意第 1 号 | 菊池広域連合監査委員の選任について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 11 | 同意第 2 号 | 菊池広域連合監査委員の選任について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 12 | 報告第 1 号 | 令和6年度菊池広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について
上程・説明・質疑 |

2. 出席議員(24名)

1 番 荒 木 崇 之

2 番 後 藤 英 夫

3 番 工 藤 圭一郎

4 番 山 瀬 義 也

5 番 水 上 隆 光
 7 番 坂 本 武 人
 9 番 青 山 隆 幸
 1 1 番 大 村 裕一郎
 1 3 番 大 塚 勝 二
 1 5 番 三 宮 美 香
 1 7 番 鬼 塚 洋
 1 9 番 岩 下 和 高
 2 1 番 坂 本 秀 則
 2 3 番 泉 田 栄一朗

6 番 永 清 和 寛
 8 番 吉 永 健 司
 1 0 番 来 海 恵 子
 1 2 番 面 川 秀 貢
 1 4 番 村 山 龍 一
 1 6 番 坂 本 典 光
 1 8 番 中 岡 敏 博
 2 0 番 馬 場 功 世
 2 2 番 福 島 知 雄
 2 4 番 青 木 照 美

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉 本 孝 寿
 副広域連合長 江 頭 実
 副広域連合長 荒 木 義 行
 副広域連合長 金 田 英 樹

事 務 局 長 渡 辺 博 和
 総 務 課 長 緒 方 大 祐
 福 祉 課 長 清 本 建
 環境衛生課長 森 淑 晃
 環境施設課長 吉 田 伸 二
 総務課総務係長 中 山 義 崇
 消防本部消防長 狩 野 俊 隆
 消防本部消防次長 藤 川 哲 郎
 消防本部総務課長 稲 倉 孝
 消防本部予防課長 谷 山 優 一
 消防本部警防課長 隈 部 尚 樹
 消防本部通信指令課長 安 達 秀 昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書 記 長 渡 辺 博 和
 書 記 村 山 敬 史
 書 記 橋 口 真 美

書 記 新 永 崇 博
 書 記 古 田 弘 毅
 書 記 灰 瀬 杏 奈

開会 午後３時３７分

—————○—————

- 議 長（坂本典光） 定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。
- 皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。
- ただいまから、令和７年第１回菊池広域連合議会臨時会を開会いたします。
- 議事に入ります前に、諸般の報告を行います。
- 全員協議会でも触れましたが、改めて報告いたします。
- 大津町議会選出の大塚益雄議員から辞表の提出があり、許可をしております。
- 合志市議会においても、議長、副議長の改選が行われており、後藤修一議員と澤田雄二議員より辞表の提出があり、許可をしております。
- なお、澤田議員は連合議会の副議長でしたので、現在、副議長は空席となっております。
- また、現在設置しております菊池広域連合議会議員定数調査検討特別委員会の委員でありました後藤議員と澤田議員の辞職に伴い、特別委員会の委員に欠員が生じたので、後任に青木照美議員と来海恵子議員を新たな委員として閉会中につき議長指名しておりますので、ご報告させていただきます。
- それでは、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

—————○—————

日程第１ 議席の指定について

- 議 長（坂本典光） 日程第１、議席の指定についてを行います。
- 議席は、菊池広域連合議会会議規則第４条の規定によって指定します。
- 議席は、お手元に配付してあります議席表のとおり指定します。

—————○—————

日程第２ 選挙第１号 副議長の選挙について

- 議 長（坂本典光） 日程第２、選挙第１号、副議長の選挙についてを議題とします。
- 現在、副議長が空席となっております。
- お諮りします。
- 選挙の方法については、地方自治法第１１８条の規定によって、指名推選をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。
- したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
- お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に泉田栄一郎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した泉田栄一郎議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した泉田栄一郎議員が副議長に当選されました。

副議長に当選された泉田栄一郎議員が議場におられます。菊池広域連合議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

泉田栄一郎副議長、演壇の前にお進みいただき、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（泉田栄一郎） 皆様、改めまして、こんにちは。ただいま、広域連合議会副議長に選任をいただきました泉田栄一郎でございます。

誠心誠意これから頑張ってまいりたいと思います。そしてまた、議長を支え、全力で頑張ってまいりたいと思います。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

（拍手）

○議長（坂本典光） ここで、議事の都合により、暫時休憩とします。

—————○—————

休憩 午後3時42分

再開 午後3時42分

—————○—————

○副議長（泉田栄一郎） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

代わって議長の職務を行いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、坂本典光議員より議長辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、坂本典光議員の「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の辞職について」を日程に追加することに決定いたしました。

—————○—————

追加日程第１ 議長の辞職について

○副議長（泉田栄一郎） 追加日程第１、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、坂本典光議員の退席を求めます。

（坂本典光議員 退席）

○副議長（泉田栄一郎） まず、その辞職願を朗読させます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） 読み上げます。

辞職願。菊池広域連合議会副議長、泉田栄一郎様。今般、一身上の都合により議長を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。令和７年７月１７日、坂本典光。以上でございます。

○副議長（泉田栄一郎） お諮りします。

坂本典光議員の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

よって、坂本典光議員の議長の辞職を許可することを決定いたします。

坂本典光議員の除斥を解きます。議席にお戻りください。

（坂本典光議員 着席）

○副議長（泉田栄一郎） 坂本典光議員、演壇の前にお進みいただき、退任挨拶をお願いいたします。

○議長（坂本典光） ３か月という短い期間ではございましたが、連合議会議長という大役をいただき、議長の職責を果たせましたことは、ひとえに皆様方のご協力によるものでございます。

今後は、連合議員として努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○副議長（泉田栄一郎） 坂本典光議員の退任挨拶は終わりました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙について」を日程に追加することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙について

○副議長（泉田栄一郎） 追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

水上隆光議員。

○5番（水上隆光） 動議を提出します。指名者に福島知雄議員を推薦します。

〔「賛成」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） ただいま、水上隆光議員から、指名者に福島知雄議員を推薦するとの動議が提出されました。この動議は、1名以上の賛成がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

したがって、福島知雄議員を指名者にすることを決定しました。

福島知雄議員。

○22番（福島知雄） 議長に青木照美議員を推薦いたします。よろしくお願いします。

○副議長（泉田栄一郎） ただいま、福島知雄議員が指名した青木照美議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（泉田栄一郎） 異議なしと認めます。

したがって、青木照美議員が議長に当選されました。

議長に当選された青木照美議員が議席におられます。菊池広域連合議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長が青木照美議長に決定しましたので、新議長に引き継ぎます。

それでは、新議長、よろしくお願いいたします。

（泉田栄一郎副議長 降壇）

（青木照美議長 登壇）

○議 長（青木照美） 改めまして、こんにちは。議長の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和7年第1回菊池広域連合議会臨時会におきまして、皆様のご賛同をいただき、議長に当選いたしました。本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

坂本典光議長におかれましては、大変お疲れさまでございました。

菊池広域連合は、関係2市2町の住民の生活や生命に関わる業務を行う重要な機関であると考えております。

2市2町の住民のために、公正、公平を基本として議長職を務めさせていただきます。

正副連合長をはじめ、議員各位の皆様、執行部の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

（拍手）

-----○-----

日程第3 会議録署名議員の指名について

○議 長（青木照美） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、11番、大村裕一郎議員、17番、鬼塚洋議員を指名します。

-----○-----

日程第4 会期の決定について

○議 長（青木照美） 日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日とすることに結論をみております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議 長（青木照美） 日程第5、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しております各委員会の名簿のとおり指名したいと

思います。これに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 5 3 分

再開 午後 3 時 5 3 分

-----○-----

○議長（青木照美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務厚生常任委員長、来海恵子議員、副委員長、鬼塚洋議員。

環境常任委員長、大村裕一郎議員、副委員長、馬場功世議員。

消防常任委員長、後藤英夫議員、副委員長、村山龍一議員。

以上でございます。

-----○-----

日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（青木照美） 日程第 6、選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、菊池広域連合議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しております各委員会の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 5 5 分

再開 午後3時56分

-----○-----

○議長（青木照美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員長、工藤圭一郎議員、副委員長、三宮美香議員。

以上です。

-----○-----

日程第7 承認第1号 専決処分（令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（青木照美） 日程第7、承認第1号、専決処分（令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 本日、令和7年第1回菊池広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和7年第1回菊池広域連合議会臨時会の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、6件でございます。付議事件の順に申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分（令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについてをご説明いたします。

令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第5号）について、5ページをお願いいたします。第1条で、繰越明許費の補正を行っております。

6ページをお願いします。第1表の繰越明許費に追加する額は、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、大津火葬場火葬炉設備修繕工事312万3,000円でございます。内容は、修繕工事の一部で再施工が必要となった箇所があり、工期内で完了が難しいため、工期の延長が必要となったものでございます。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、承認第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号は原案のとおり承認することに決定されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 11 号 物品購入契約の締結について

○議 長（青木照美） 日程第 8、議案第 11 号、物品購入契約の締結についてを議題
といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の 7 ページをお願いいたします。議案第
11 号、物品購入契約の締結についてをご説明いたします。

今回議決をお願いいたします契約は、去る 5 月 26 日に指名競争入札に付しまし
た高規格救急自動車 1 台の購入契約で、西消防署に配備する予定でございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定、並びに菊池広域連合議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を
求めるものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては消防長に説明を
させていただきますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） それでは、議案書の 7 ページ、資料集は 1 ページから 4 ページ
をお願いいたします。

議案第 11 号、物品購入契約の締結についてをご説明いたします。

今回購入いたしました高規格救急自動車の納入場所は、菊池郡菊陽町大字原水 7
番地 1、菊池広域連合消防本部で、契約方法は、指名競争入札による契約でござい
ます。

契約金額は、3,652 万円で、契約の相手方は、熊本市中央区上水前寺 1 丁目
10 番 5 号、熊本いちほら工業株式会社、代表取締役、澤田悦幸氏でございます。

今回購入いたします車両の特徴としましては、運転室と患者室の間に扉を設置い

たしまして、出動隊員の感染リスクを極力減らす仕様とし、感染症対策を行います。

また、狭い住宅や移動中におきましても、心臓マッサージを中断せずに継続的に
行える自動心臓マッサージ器を搭載し、救命率の向上を目指します。

なお、財源につきましては、地方債、施設整備事業債を活用する予定でございます
して、起債額は940万円、うち70%が交付税算入となります。

以上で説明を終わります。

○議長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

○1番（荒木崇之） それでは、議案第11号、物品購入契約の締結について、お伺い
いたします。

私は、この高規格救急自動車が高いとか安いとかのことではなくて、入札の制度
についてお尋ねしたいと思っていますけども、今回11社のうち2市2町に本店及
び支店を置く業者、これは何社いらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えします。

指名願の提出があつてございますのは全部で11社でございます。

以上です。

○1番（荒木崇之） すみません、11社のうち、何社、2市2町に本店及び支店を置
くのかということ、多分3社だとは思いますが。

○議長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） 3社でございます。

○議長（青木照美） 荒木議員。

○1番（荒木崇之） 3回までなので、あと2回したいと思いますけども、地方自治法
に明確な規定はありませんけども、入札が成り立つ条件として2社以上であれば入
札は成り立つとされております。ということであれば、指名競争入札ということ
であれば、地場企業育成の観点から2市2町でも中小企業振興条例、要は市の作る協
定、町においても中小企業・小規模事業者振興条例というのを制定していることか
ら考えると、指名競争にして、例えば本店及び支店を置く業者のみというのを参加
条件にすればよかったと思いますけども、指名業者に11社中、要は8社も熊本市
内の業者を入れたということは何か意図があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（青木照美） 渡辺局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えします。

今回指名業者の選定を行うにあたりましては、あらかじめ提出のあつてござい
ます指名願の中から消防関係車両等の車両販売について入札参加希望のあつてござい

ます熊本県内に事業所のある全企業を今回指名業者として選定を行っているところでございます。

なお、今ご質問のありました2市2町の菊池郡市内ですと3社しかございませんので、今回指名競争入札になりますので、入札にあたりましては基本的に広域連合で概ね10社程度を毎回選定するようにしてございますので、今おっしゃられました3社ではちょっと少のうございますので、今回、熊本県内を対象に指名願の提出があつてございますのが11社でございますので、全部を指名業者として選定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） 荒木議員。

○1番（荒木崇之） 先ほど私言いましたように、地方自治法に明確な規定はありません。2社以上であれば入札は成り立つとされております。私がこれを申しますのは、過去にも桜消防署の机・椅子、これの事務物品を一般競争入札にしたことで、結局、熊本市内の業者が取られた。今回も熊本市内の業者が取られている。やっぱり2市2町の市民が払った税金ですから、2市2町の業者に私は還元するのが当然じゃないかというふうに思っております。

そこで、ちょっと最後にお尋ねしたいんですけど、連合としては、今後、安ければいいという金額でいくのか、それとも地場産業育成の観点に基づいて努めていくのか、これはちょっと質疑と離れるかもしれませんが、お答えできるならお答えください。

○議長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり到我々としましても地元の業者育成を図るために実績、その他事項を勘案しながら、なるべくなら地元の企業を優先したいと思っているところなんですけども、ただ、金額、あと工事の内容等につきましては、やはりできる工事と、またできない工事といいますか、それぞれ規模等がございまして、そういう状況を見ながら、今後ともできれば地元育成ということで地元の業者さんのほうを可能な限り指名できればと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） ほかに質疑はございませんか。

大塚勝二議員。

○13番（大塚勝二） 2点ちょっと質問したいと思うんですけど、その前に今度の救急車の購入に関して生命維持管理装置が搭載されていると思うんですけども、その生命維持管理装置のことをなぜ言うかといいますと、私、前職は大学病院で臨床工

学技士という生命維持管理装置の操作や保守点検を行ってきたものですから、生命維持管理装置というところで人工呼吸器や人工心肺装置、ECMOですね、これはコロナのときに肺が弱った人たちに回してきたという、安倍首相も臨床工学技士がやっていますよということでアピールされたと、話されたというところで、皆さん臨床工学技士というのを若干ご存じかと思いますけども、あとは血液透析装置、輸液ポンプ、シリンジポンプ、除細動器があります。特に救急車においては、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、除細動器、先ほども消防長のほうから話がありました自動マッサージ器ですね、そういうのが。

○議長（青木照美） 大塚議員、答弁中ですので、簡明に質問を。

○13番（大塚勝二） わかりました。

今回なぜ質問するかといいますと、救急車に搭載される生命維持管理装置の保守管理に係る費用は含まれているのか、1点がですね。あと1点が、消防署に常備してある生命維持管理装置の保守点検操作に係る教育体制について、2点質問いたします。

○議長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目、経費は含まれておりません。

2つ目、まず生命維持装置と言われるのが、救急車で思い浮かぶのが、先ほども申し上げましたけども、AED、そして、先ほど説明しましたが自動心臓マッサージ器、それと人工呼吸、それが該当するわけでございますけども、費用をかけての保守点検は実施しておりません。

また、どうやっているんだというところでございますが、職員が行う取扱訓練を日常的にやっておりますので、そのときに始業点検と言っておりますけども、自主的な点検を行っているところでございます。

また、教育体制につきましては、不定期ではございますけども、メーカーを呼びまして、取扱説明をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） 大塚議員。

○13番（大塚勝二） 今後については、例えば始業点検、終業点検というのにも必要なんですけども、年に1回のメンテナンス、それもやっていかないと正常に動かないと、その際にはいろんなちゃんと機能的に動いているかというの点検する項目がありますので、そのあたりもして安全管理に努めていったほうがいいかと思うんですけど、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

今後におきましては、ただいまの助言も含めまして、また資機材関係は重要なものもございますので、またそういうふうな他の消防本部での事故も起きておりますので、また国からの通知も度々来ておりますので、そういうところを踏まえて前向きに詳細は検討いたしましてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木照美） ほかに質疑はございませんか。

村山龍一議員。

○14番（村山龍一） 資料の2ページと3ページ、開札調書をご覧くださいよろしいでしょうか。先ほど荒木議員のほうから言われたとおり、入札には2社以上ということでいいと思いますが、この内容について質疑いたします。3つあります。

1つ目が、失格者が3社いらっしゃいますが、その理由と、その理由の中で、3社の中で、今、入札された業者より安い金額はなかったのかと、そして、最終的、3つ目なんですが、1社で競争入札という競争原理が働いているかどうかについて質疑いたします。

以上の3つです。

○議長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えします。

今回の入札につきましては、失格者が3社、辞退が7社ございます。その3社のうちの失格者の中に落札者よりも低く入札した者はいなかったかという質問だったかと思いますが、回答としましては1社ございました。

まず、失格となった3社の理由につきましては、そのうち1社が入札の期限日までに入札書自体が届かなかったということでございます。残りの2社につきましては、書類の添付不備によるもので、入札書の提出はあったんですけども、あらかじめ事務局のほうから指示をしておりました内訳書が同封されなかったことによるものでございます。本件につきましては、菊池広域連合の郵便入札の実施要領第5条になるんですけども、その規定で無効の入札に該当いたしますので、また各指名業者さんのほうには事務局のほうから用意しました説明資料の内容をよく確認していくようにお知らせは事前にしていたところでございます。

1社でも有効かということでございますけども、今回指名競争入札におきまして入札者が1人となった場合ですけども、当該入札が適正な入札に該当するかというところで調査をいたしております。回答としましては、競争入札を行うに際し、公告、また指名競争入札通知書を通知した場合におきまして、当該通知書の中に入札者が1人しかいない場合、入札を行わない旨の明示をしていない限り、入札は行わ

なければならないとされてございます。

ただし、当該入札者の入札価格が予定価格の範囲外で落札とならなかった場合には、再度入札の措置を講ずる必要があるとされているところでございます。

なお、今回の入札におけます当該入札者の入札価格につきましては予定価格の範囲内でございますので、入札につきましては適正に行われたと判断されるところでございます。

さらに、今回の入札では失格となった者が3社ございましたけども、残りの3社、残りの入札参加者を除きました残りの指名業者の全社からは辞退届出があつてないことと、また今回指名業者の選定を行うにあたっては、より多くの事業者に入札に参加していただくために、先ほども申しましたけども、あらかじめ提出のあつてございます指名願の中で消防関係車両の車両販売について入札参加希望のあつている熊本県内の事業者の全業者を今回指名業者として選定を行ったところでございます。

以上でございます。

○議 長（青木照美） 村山議員。

○14番（村山龍一） 再度質疑いたします。

ただいま入札については手続き上仕方ないかもしれませんが、先ほど1社だけが今の落札価格よりも安かったということで、本来であれば、失格でなければもっと安い金額で済んだんじゃないかと思いますが、再度確認しますが、この金額については、通常の落札率、今まで同じように消防車を買われたと思うんですが、それに比べて、あまり変わりなかったかどうかを質疑いたします。

○議 長（青木照美） 渡辺局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えします。

今回入札のあつた金額が3,320万円でございますけども、失格者の中にごございました金額につきましては約3,300万円でございます。

以上でございます。

○議 長（青木照美） 村山議員。

○14番（村山龍一） 再度質疑いたします。

先ほど聞いたのは、通常の消防車あたりを買うのと一緒の落札率だったかどうかの確認をしたくて質疑したわけです。今回は90%ぐらいですので、通常とそう変わらないということであれば、お答えいただくなと思います。

○議 長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

資料は手元にございませんで定かでございせんけども、落札率は変わりません。

以上でございます。

○議 長（青木照美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第12号 令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について

○議 長（青木照美） 日程第9、議案第12号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第12号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,820万3,000円とするものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長より説明させますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） 同じく、議案書の13ページをお願いいたします。議案第12号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

令和7年第1回菊池広域連合議会定例会2日目の全員協議会においてご説明いたしましたNHK受信料について、NHK熊本放送局との協議が終わり、受信料が確定しました分と、4月の職員の人事異動に伴う各種手当に関する分を今回補正にて

計上するものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,820万3,000円とするものでございます。

第1条第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、14ページから15ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

続きまして、歳入からご説明いたします。

20ページをお願いいたします。款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額727万6,000円の増額は、歳出にてご説明をいたします。職員の人事異動による各種手当の変更分とNHK受信料補正分の財源の調整となります。内訳は、管理費等分131万6,000円、火葬場費分75万7,000円、し尿処理費分30万2,000円、消防費分490万1,000円をそれぞれ増額するものです。

議案書の21ページ、資料集の5ページをお願いします。歳出について、ご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等の113万円は、扶養手当分として51万円、児童手当として62万円増額するものでございます。

節13使用料及び賃借料18万6,000円の増額は、事務局総務課の公用車1台追加分のNHK受信料になります。内訳は、現年度追加分が6,000円、遡及分が18万円となっています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場費、節13使用料及び賃借料75万7,000円の増額は、菊池火葬場のテレビ2台追加分のNHK受信料になります。内訳につきましては、現年度追加分が2万2,000円、遡及分が73万5,000円となっています。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1し尿処理費、節13使用料及び賃借料30万2,000円の増額につきましては、クリーンセンター花房のテレビ1台追加分のNHK受信料になります。内訳としましては、遡及分が30万2,000円となっています。

次に、款5消防費、項1消防費、目1常備消防費、節13使用料及び賃借料490万1,000円の増額につきましては、消防本部及び4署のNHK受信料追加分になります。内訳としましては、まず、消防本部・南署分につきましては、テレビ5台、消防車両等11台、現年度追加分が9万8,000円、遡及分が262万2,000円、次に、北署分としましては、テレビが2台、消防車両等5台、現年度追

加分が4万3,000円、遡及分が79万円、次に、西署分としましては、テレビ1台、消防車両等3台、現年度追加分が2万5,000円、遡及分が58万9,000円、次に、桜署分としましては、テレビ2台、消防車両等3台、現年度追加分が3万1,000円、遡及分が70万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 同意第1号 菊池広域連合監査委員の選任について

○議 長（青木照美） 日程第10、同意第1号、菊池広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩下和高議員の退席を求めます。

（岩下和高議員 退席）

○議 長（青木照美） 提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 議案書の23ページをお願いいたします。同意第1号、菊池広域連合監査委員の選任についてをご説明いたします。

菊池広域連合監査委員につきましては、地方自治法第195条第2項及び菊池広域連合規約第16条の規定により、2名の委員をもって組織し運営されております。

今回、議会選出の監査委員、泉田栄一郎氏の任期満了に伴い、新たな監査委員を選任する必要があります。

つきましては、議会選出の監査委員に岩下和高氏を選任したいと存じます。

岩下氏は、識見も豊富であり、監査委員として適任であると存じます。

選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（青木照美） 全員起立です。

したがって、同意第 1 号は原案のとおり可決されました。

岩下和高議員の入場を許可します。

（岩下和高議員 着席）

—————○—————

日程第 1 1 同意第 2 号 菊池広域連合監査委員の選任について

○議 長（青木照美） 日程第 1 1、同意第 2 号、菊池広域連合監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の 2 5 ページをお願いいたします。同意第 2 号、菊池広域連合監査委員の選任についてをご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、菊池広域連合監査委員につきましては、地方自治法第 1 9 5 条第 2 項及び菊池広域連合規約第 1 6 条の規定により、2 名の委員をもって組織し運営されております。

今回、識見監査委員の宮川貞雄氏が辞任をされたことに伴い、新たな監査委員を選任する必要があります。

つきましては、識見監査委員に吉永正哉氏を選任したいと存じます。

吉永正哉氏につきましては、識見も豊富であり、監査委員として適任であると存じます。また、大津町選任の監査委員も務められておられます。

選任につきましては、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第２号を採決します。
この採決は起立によって行います。
原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議 長（青木照美） 全員起立です。
したがって、同意第２号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 報告第１号 令和６年度菊池広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議 長（青木照美） 日程第１２、報告第１号、令和６年度菊池広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の２７ページをお願いいたします。報告第１号、令和６年度菊池広域連合一般会計繰越明許費計算書の報告について、ご説明をいたします。

内容は、令和６年度菊池広域連合一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、調製した繰越計算書を報告するものでございます。

２８ページをお願いいたします。対象となる事業は、款４衛生費、項１保健衛生費、事業名、火葬場事業、繰越額は、３１２万２,９００円でございます。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
最後にお諮りします。

本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおり決定いたしました。

これで、本日の議事は全部終了いたしました。

以上で、令和7年第1回菊池広域連合議会臨時会を閉会いたします。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 青 木 照 美

署 名 議 員 大 村 裕一郎

署 名 議 員 鬼 塚 洋